

(証券コード3708)

平成27年6月2日

株 主 各 位

静岡県島田市向島町4379番地

特種東海製紙株式会社

代表取締役社長 三 澤 清 利

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月18日(木曜日)午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月19日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9
静岡音楽館A〇I 7階講堂
(詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第8期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.tt-paper.co.jp>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループは、今年度からの3ヵ年を対象期間とした第三次中期経営計画をスタートさせました。本計画では「変革への挑戦、そして未来へ」を基本テーマに掲げ、推進中の成長戦略投資を回収しつつ、「新商品の開発、新規分野への進出、海外展開、他社・他産業との部分提携、基盤事業の構造改革」の5つの各個別テーマを実施することで、次期中期経営計画に向けた更なる業績向上に繋げるための基盤形成に取り組んでおります。

新商品開発につきましては、フィブリック（リチウムイオン二次電池向けセパレータ）の製品化を目指してテストマシンが稼動いたしました。特殊素材事業におきましては、開発テーマ「NaSFA(ナスファ)」のもと、偽造防止用紙の新技术、「TT-除染シート」の改良（海水中に含まれる放射性物質の吸着性向上）などの開発を進めております。また、前期に導入した新コーターヘッドを活用し、嵩高かつ印刷再現性が高い高級印刷用紙「エアラス」の商品化に成功し、市場で好評を頂いております。

産業素材事業におきましては、パルプ生産設備活性化工事により、一層のエネルギー効率の改善を図っております。また、赤松水力発電所の更新工事が平成27年2月に完了し、FIT（固定価格買取制度）を利用した売電事業へ進出いたしました。

生活商品事業におきましては、タオルマシン2台のS&Bを進めており、1台目につきましては、平成27年2月から稼動を開始いたしました。

このような状況の中、誠に遺憾ながら、平成26年12月31日に当社島田工場において火災事故が発生しました。当社は、この火災事故により生じた原材料及び固定資産の除却等の直接的被害額、仮復旧の過程において発生する操業上のコスト増加を火災損失として特別損失に1,023百万円計上いたしました。なお、当社はかかる損害に備えた保険を付保しております。保険金の受取総額は現時点で確定しておりませんが、完全に焼失したと判断される木質チップと機械設備の一部については保険金を受領することが確定したため、当連結会計年度において、受取保険金として特別利益に454百万円計上いたしました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高は78,843百万円（前期比0.9%増）と増収となりましたが、原燃料価格の上昇、赤松水力発電所更新工事中に生じた購入電力増、成長戦略投資に伴う減価償却費や研究開発費の増加等により、営業利益は2,477百万円（前期比22.1%減）、経常利益は2,761百万円（前期比21.6%減）、火災損失を計上したこと等により当期純利益は204百万円（前期比90.6%減）の減益となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

【産業素材事業】

主力製品である段ボール原紙は、消費税率引き上げに伴う前倒し需要の反動、夏場の天候不順による飲料関連の需要減等により、販売数量が前期を下回りました。

クラフト紙につきましては、季節需要商品が堅調に推移しました。また、海外向け製紙用途パルプの販売が堅調に推移しました。

これらに加えて、島田工場の火災影響により、全製品において生産・販売数量が減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は38,282百万円（前期比1.6%増）、営業利益は60百万円（前期比70.2%減）となりました。

【特殊素材事業】

特殊機能紙は、ペーパーレス化の進行や経費削減の影響により情報用紙の販売が落ち込みましたが、工業用機能紙の販売が堅調に推移したことにより、販売数量が前期を上回りました。一方、特殊印刷用紙は、書籍の販売減少や広告宣伝費削減の影響により、販売数量が前期を下回りました。2月には高級印刷用紙「エアラス」を発売し、拡販に努めております。

この結果、当セグメントの売上高は22,023百万円（前期比0.3%増）、営業利益は2,159百万円（前期比20.5%減）となりました。

【生活商品事業】

ペーパータオルは、販売先ごとのきめ細かな営業活動等により、販売数量は前期を上回ったものの、価格面では厳しい状況で推移しました。トイレットペーパーにつきましては、消費税率引き上げに伴う前倒し需要の反動等により、販売数量は減少しましたが、販売価格が安定的に推移したため、前期比では増収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は16,848百万円（前期比1.9%増）、営業利益は423百万円（前期比11.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は7,421百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

産業素材事業	島田工場	赤松水力発電所更新工事
フィブリック事業	島田工場	フィブリック（リチウムイオン二次電池向けセパレータ）テストマシン建設

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

産業素材事業	島田工場	パルプ生産設備活性化工事
産業素材事業	島田工場	新バイオマスボイラー設置工事
生活商品事業	島田工場	タオル用紙生産設備

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第5期	第6期	第7期	第8期
	(平成24年3月期)	(平成25年3月期)	(平成26年3月期)	(当連結会計年度) (平成27年3月期)
売上高(百万円)	77,674	75,564	78,159	78,843
経常利益(百万円)	3,988	4,208	3,522	2,761
当期純利益(百万円)	38	2,468	2,180	204
1株当たり当期純利益(円)	0.24	17.27	14.95	1.39
総資産(百万円)	121,201	120,138	125,302	126,861
純資産(百万円)	56,830	59,091	63,760	63,897
1株当たり純資産(円)	396.15	412.68	428.61	429.11

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

事業名	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
産業素材事業	特種東海マテリアルズ株式会社	百万円 70	100%	製紙原料の仕入、販売 製材品の仕入、販売
	株式会社レックス	30	100	産業廃棄物の収集、運搬、処理
特殊素材事業	株式会社T Tトレーディング	50	100	特殊紙の販売
	静岡ロジスティクス株式会社	20	100	一般貨物自動車運送、倉庫業
	特種メーテル株式会社	10	100	特殊紙の製造、販売
生活商品事業	株式会社トライフ	400	100	紙加工品の製造、販売
	特種東海エコロジー株式会社	200	79.5	家庭紙の製造、販売
その他	株式会社テクノサポート	32	100	エンジニアリング、構内作業、倉庫業
	株式会社特種東海フォレスト	140	100	土木、造園緑化、当社所有林管理、山林事業、観光事業

(注) 株式会社リソース東海は、平成26年4月1日付で社名を特種東海マテリアルズ株式会社に、株式会社東海フォレストは、平成26年6月17日付で社名を株式会社特種東海フォレストに、特種紙商事株式会社は平成26年7月1日付で社名を株式会社TTトレーディングに、明治製紙株式会社は、平成26年10月1日付で社名を特種東海エコロジー株式会社に、東海加工紙株式会社は、平成27年1月1日付で社名を株式会社トライフに変更しております。

(4) 対処すべき課題

① 新商品の開発

当社グループでは、4つのフューチャーテクノロジー（ナノテクノロジー・偽造防止技術・技術融合・新加工技術）をターゲットに定め、各頭文字をとり開発テーマ名を「NaSFA（ナスファ）」と命名しております。このテーマのもと、増設したコーターヘッドの活用と低密度化技術の応用、産学連携による黒透かし技術の共同開発、グループ各社の多彩な技術の融合などによる新商品の開発に取り組んでまいります。

② 新規分野への進出

フィブリック（リチウムイオン二次電池向けセパレータ）をはじめ、新たなシート状物質の開発など製紙関連技術の応用に加え、水力発電所の更新による電力小売事業への進出や社有林の有効利用など現有資産を活用した新規分野への進出に取り組んでまいります。

③ 海外展開

今後も高い成長が期待できるアジア地域を中心として、当社技術と現地製紙メーカーの設備や販売チャネルとを組み合わせることで新商品の開発・販売に取り組んでまいります。また、当社特有の技術を活かし、海外メーカーと紙以外の新しいシート状物の開発にも取り組んでまいります。

④ 他社・他産業との部分提携

当社は、平成25年8月に大王製紙株式会社とグループ会社を含めた各分野での連携を推進するために資本・業務提携契約を締結しました。それぞれの得意分野を活かした業務の提携・拡充を推進してまいります。また、バイオマス燃料であるRPF事業の拡大を図るため、他社との提携等を積極的に推進してまいります。

⑤ 基盤事業の構造改革

産業素材事業グループでは、新バイオマスボイラーの建設や古紙使用率の増加などによる原燃料コストなどの低減に取り組んでまいります。

特殊素材事業グループでは、小ロット化生産体制の強化やユーザーにより近い販売・サービス体制の構築等、より迅速・正確なユーザーニーズへの対応力強化に取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

当社グループ（当社及び子会社、関連会社）は、当社、子会社10社及び関連会社5社で構成され、紙パルプの製造・販売に関する事業を主に行っており、さらに紙加工や土木・造園工事などの事業を行っております。当社グループの事業に係わる位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は次のとおりであります。

① 産業素材事業

当社が紙パルプの製造・販売をするほか、特種東海マテリアルズ株式会社が紙原料の供給を、株式会社レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売を、関連会社3社が紙の加工・販売を行っております。

② 特殊素材事業

当社が紙の製造・販売をするほか、株式会社TTトレーディング・関連会社1社が販売を、静岡ロジスティクス株式会社が製品を保管する倉庫業及び製品輸送を、特種メーテル株式会社が製造・販売を行っております。

③ 生活商品事業

当社が紙の製造・販売をするほか、株式会社トライフ・子会社1社・関連会社1社が紙の加工・販売を、特種東海エコロジー株式会社が紙の製造・販売を行っております。

④ その他

株式会社テクノサポートが製紙設備の保安全管理及び紙製品の輸送・保管を、株式会社特種東海フォレストが土木・造園工事を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

本店	静岡県島田市
本社	東京都中央区
産業素材事業	営業所：営業本部（東京都中央区） 大阪営業所（大阪市中央区） 中部営業所（名古屋市中区） 静岡営業所（静岡県島田市） 工場：島田工場（静岡県島田市） 子会社：特種東海マテリアルズ株式会社（静岡県島田市） 株式会社レックス（静岡県島田市）
特殊素材事業	営業所：営業本部（東京都中央区） 工場：三島工場（静岡県駿東郡長泉町） 岐阜工場（岐阜県岐阜市） 子会社：株式会社T Tトレーディング（東京都中央区） 静岡ロジスティクス株式会社（静岡県駿東郡長泉町） 特種メーテル株式会社（静岡県沼津市）
生活商品事業	工場：横井工場（静岡県島田市） 子会社：株式会社トライフ（静岡県島田市） 特種東海エコロジー株式会社（静岡県富士市）
その他	子会社：株式会社テクノサポート（静岡県島田市） 株式会社特種東海フォレスト（静岡県島田市）

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
産 業 素 材 事 業	340 (17) 名	△8 名
特 殊 素 材 事 業	466 (77)	0
生 活 商 品 事 業	294 (73)	△5
全 社 (共 通)	108 (8)	1
そ の 他	298 (137)	11
合 計	1,506 (312)	△1

- (注) 1 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に外数で記載しております。
2 全社（共通）と記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
816名	22名減	39.8歳	17.8年

- (注) 1 使用人数は就業員数であります。
2 平均勤続年数は、特種製紙株式会社又は東海パルプ株式会社からの通算年数となっております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 静 岡 銀 行	14,813百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	10,542
農 林 中 央 金 庫	3,100
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,991

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 450,000,000株
- ② 発行済株式の総数 163,297,510株
- ③ 株主数 13,227名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 商 事 株 式 会 社	13,800千株	9.28%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社（ 信 託 口 ）	6,733	4.53
株 式 会 社 静 岡 銀 行	5,759	3.87
中 央 建 物 株 式 会 社	5,501	3.70
新 生 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	5,031	3.38
大 王 製 紙 株 式 会 社	4,901	3.29
特 種 東 海 製 紙 取 引 先 持 株 会	4,506	3.03
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,714	2.49
王 子 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	3,000	2.01
株 式 会 社 竹 尾	2,620	1.76

- (注) 1 当社は、自己株式を14,724,178株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 2 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

- ・新株予約権の数

767個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 767,000株（新株予約権1個につき1,000株）

・新株予約権の区分別保有状況

区 分	取締役 (うち社外取締役)		監査役	
	保有者数	個数	保有者数	個数
2008年度 第1回 新株予約権	2名 (1名)	41個 (9個)	2名	6個
2009年度 第1回 新株予約権	2名 (1名)	33個 (7個)	3名	13個
2010年度 新株予約権	5名 (1名)	69個 (6個)	3名	14個
2011年度 新株予約権	8名 (1名)	127個 (8個)	3名	18個
2012年度 新株予約権	8名 (1名)	135個 (8個)	3名	19個
2013年度 新株予約権	8名 (1名)	116個 (6個)	3名	14個
2014年度 新株予約権	10名 (1名)	147個 (6個)	3名	15個

- (注) 1 新株予約権の行使価額は、1株当たり1円であります。
 2 新株予約権の行使期間は、以下のとおりであります。
 2008年度第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
 平成20年7月29日から平成40年7月28日まで
 2009年度第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
 平成21年8月13日から平成41年8月12日まで
 2010年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
 平成22年8月11日から平成42年8月10日まで
 2011年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
 平成23年8月11日から平成43年8月10日まで
 2012年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
 平成24年8月11日から平成44年8月10日まで
 2013年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
 平成25年8月13日から平成45年8月12日まで
 2014年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
 平成26年8月13日から平成46年8月12日まで

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 澤 清 利	社長執行役員
取 締 役	三 宅 博	副社長執行役員社長補佐
取 締 役	大 島 一 宏	専務執行役員社長室長
取 締 役	関 根 常 夫	常務執行役員財務・IR室長
取 締 役	落 合 一 彦	常務執行役員産業素材事業グループ長
取 締 役	松 田 裕 司	常務執行役員特殊素材事業グループ長
取 締 役	紅 林 昌 巳	執行役員生活商品事業グループ長 株式会社トライフ（旧東海加工紙株式会社） 代表取締役社長
取 締 役	渡 邊 克 宏	執行役員総合開発センター長
取 締 役	毛 利 豊 寿	執行役員フィブリック事業本部長
取 締 役	石 川 達 紘	弁護士 株式会社東横イン取締役会長（社外） 東鉄工業株式会社社外監査役 林兼産業株式会社社外取締役 株式会社北海道銀行社外監査役
常 任 監 査 役 （ 常 勤 監 査 役 ）	三 谷 充 弘	公益財団法人紙の博物館監事（非常勤）
監 査 役	大 倉 喜 彦	中央建物株式会社代表取締役社長 株式会社リーガルコーポレーション社外監査役 株式会社ホテルオークラ取締役会長 株式会社ニッピ社外監査役 株式会社ホテルオークラ新潟社外取締役 西戸崎開発株式会社社外取締役 公益財団法人大倉文化財団理事 学校法人関西大倉学園理事
監 査 役	志 賀 こ ず 江	弁護士 株式会社東横イン社外取締役 株式会社新生銀行社外監査役

- (注) 1 取締役石川達紘氏は、社外取締役であります。なお、当社は取締役石川達紘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
- 2 監査役大倉喜彦氏及び監査役志賀こず江氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役大倉喜彦氏及び監査役志賀こず江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
- 3 常任監査役（常勤監査役）三谷充弘氏は、金融機関の調査・審査部門における長年の経験があり、また、当社において財務部門の経験があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 当事業年度中における取締役の担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
三宅 博	社長補佐兼産業素材事業グループ長	社長補佐	平成26年6月25日
落合一彦	産業素材事業グループ副事業グループ長兼島田工場長	産業素材事業グループ長	平成26年6月25日
松田裕司	総合開発センター副センター長兼研究開発本部長兼海外事業推進部長	特殊素材事業グループ長	平成26年6月25日
紅林昌巳	総合開発センター長	生活商品事業グループ長兼東海加工紙株式会社（現株式会社トライフ）代表取締役社長	平成26年6月25日
渡邊克宏	社長室企画・資材調整担当兼経営企画部長	総合開発センター長	平成26年6月25日
毛利豊寿	総合開発センター先端素材開発本部長	フィブリック事業本部長	平成26年6月25日

- 5 当事業年度後における取締役の担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
大島一宏	社長室長	社長室長兼特命産業素材事業グループ統括	平成27年4月1日
関根常夫	財務・IR室長	財務・IR室長兼社長室長代行	平成27年4月1日

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
梅原 淳	平成26年6月25日	任期満了	専務取締役 社長補佐兼特殊素材事業グループ長

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	264百万円 (11百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	24百万円 (7百万円)
合計 (うち社外役員)	14名 (3名)	288百万円 (19百万円)

(注) 1 報酬等のうち、新株予約権に関する報酬等は以下のとおりであります。

- ・取締役：10名分28百万円（うち社外取締役1名分1百万円）
- ・監査役：3名分2百万円（うち社外監査役2名分0百万円）
- ・合計：13名分30百万円

2 取締役及び監査役の報酬限度額は以下のとおりであります。

区分	株主総会で定められた報酬限度額	
取締役	年額報酬等 新株予約権に関する報酬等	年額450百万円 年額75百万円
監査役	年額報酬等 新株予約権に関する報酬等	年額50百万円 年額10百万円
合計	年額報酬等 新株予約権に関する報酬等	年額500百万円 年額85百万円

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役石川達紘氏は、株式会社東横インの取締役会長（社外）、東鉄工業株式会社の社外監査役、林兼産業株式会社の社外取締役及び株式会社北海道銀行の社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

監査役大倉喜彦氏は、中央建物株式会社の代表取締役社長、株式会社リーガルコーポレーションの社外監査役、株式会社ホテルオークラの取締役会長、株式会社ニッピの社外監査役、株式会社ホテルオークラ新潟の社外取締役、西戸崎開発株式会社の社外取締役、公益財団法人大倉文化財団の理事、学校法人関西大倉学園の理事を兼務しております。なお、公益財団法人大倉文化財団は当社の寄付先ですが、3年間の平均額は1,000万円を下回っており僅少であります。また、当社とその他の当該法人等との間には、特別な関係はありません。

監査役志賀こず江氏は、株式会社東横インの社外取締役及び株式会社新生銀行の社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 石川達紘	当事業年度に開催された取締役会12回のうち8回に出席いたしました。主に法律家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 大倉喜彦	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会10回すべてに出席いたしました。企業経営者及び多数の社外役員としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。 また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 志賀こず江	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会10回すべてに出席いたしました。主に法律家としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、コンプライアンスに関する意見等適宜、必要な発言を行っております。 また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	61百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、以下の項目に該当する場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- (1) 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- (2) 会社法・公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- (3) その他、監査品質・品質管理・独立性・総合的能力との観点から監査を遂行するに不十分であると判断される場合

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

(1) 当社の取締役・使用人及び当社子会社の取締役等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号、第100条第1項第5号ニ)

- ① 当社は、取締役・使用人及び当社子会社の取締役等が、経営理念、法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として、「特種東海製紙グループ企業行動規範」を定める。
- ② 当社及び当社子会社の取締役は、継続的なコンプライアンス教育の実施等により、使用人に対し、法令、定款及び「特種東海製紙グループ企業行動規範」その他コンプライアンス体制にかかる社内規程の遵守を徹底させる。
- ③ コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社外役員を中心として構成されるコンプライアンス委員会を設置する。さらに当社及び当社子会社の役職員がコンプライアンス委員会に直接通報することができるグループ内部通報制度を整備する。
- ④ これらの推進については、「社長室」において実施する。また、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する「監査室」・「内部統制室」を設置し、「監査室」・「内部統制室」は、コンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリングを実施するとともに、その結果を「取締役会」及び「監査役会」に報告することにより内部統制推進を図る。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、取締役会の議事録、稟議書、契約書等の作成・保存・管理を定めた「文書管理規程」に基づき各文書を管理する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号、第100条第1項第5号ロ)

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づき、常勤取締役をメンバーとしたリスク管理委員会が当社及び当社子会社のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、全体のリスクを網羅的・総括的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとの管理運営は、主管部門を定め、主管部門の指示により当社及び当社子会社における担当部門が行う。
- ② リスクカテゴリーごとの責任者（部署）は、該当リスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、リスクが発生した場合の対処方法等の体制整備を行う。
- ③ 監査室・内部統制室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば、監査方法の改定を行う。
- ④ 監査室・内部統制室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その危険内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑤ 経営に大きな影響を与える危機が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 当社及び当社子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号、第100条第1項第5号ハ)

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ② また、業務執行上の課題解決、業務改善の進捗・効果確認、意思統一を目的とした「執行役員会」を月1回開催し、当社の部門及び子会社各社の業務遂行状況・業務報告を行う。さらに経営上の重要課題を審議する「常務会」及び経営課題等について情報の共有化を図る「Board Meeting」を適宜開催する。
- ③ 当社及び当社子会社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定しており、計画達成に向け、当社の部門及び子会社各社の計数管理と施策の進捗を管理している。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 当社グループに共通の「特種東海製紙グループ企業行動規範」を定め、グループの取締役・従業員一体となった遵法意識の醸成を図る。
 - ② 当社は、子会社に法令及び定款を遵守した会社経営を行うことを定めた「グループ会社管理規程」に従い、子会社の適切な経営管理を行う。
- (6) 当社子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)
- ① 当社が定める「グループ会社管理規程」において定期的又は重要度に応じては都度の報告を義務付けており、必要に応じては社長もしくは取締役会での報告を定めている。
 - ② 「グループ会社管理規程」では当社及び当社子会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について定期的又は都度報告することを定めている。
 - ③ 当社は、3か月に1回、当社及び当社子会社の社長が出席する「特種東海製紙グループ社長会」を開催し、当社子会社の経営状況を報告している。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第100条第3項第2号、第100条第3項第3号)
- ① 当社は、監査役職務を補助すべき使用人を業務執行部門と兼務で置き、監査役が監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - ② 当該職員が監査役指揮により監査業務に従事している場合、その監査業務に関して取締役及び所属長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ③ 当該職員の人事異動は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

- (8) 当社取締役・使用人及び当社子会社の取締役・監査役等・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号イ、第100条第3項第4号ロ)
- ① 当社及び当社子会社の役職員は、法令等の違反行為などにより当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとする。
 - ② 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するための重要な会議に出席するとともに、主要な協議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
 - ③ 当社のコンプライアンス委員会を通報窓口とするグループ内部通報制度はコンプライアンス委員会が当社監査役を委員として構成することから、タイムリーに通報状況を掌握する。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第5号)
- 当社は、当社及び当社子会社を対象とした「公益通報者保護規程」を定め、内部通報者に対して通報したことを理由に、いかなる不利益な取扱いも禁止し、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことを定めている。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第6号)
- 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第7号)
- ① 代表取締役と監査役は定期的に会議を開催し、代表取締役の経営方針、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備、監査上の課題等について意見交換を行う。
 - ② 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に当社の会計監査人と意見交換を行う。

- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶し、法的手段によりこれを解決する。
 - ② 反社会的勢力排除に向けた体制としては、社長室を対応部署とし、日頃より警察、弁護士等の外部の専門機関との連絡を密にし、有事には社長室が中心となって外部の専門機関と連携しながら対応する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月14日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改訂しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	44,324	流 動 負 債	35,076
現金及び預金	8,514	支払手形及び買掛金	11,887
受取手形及び売掛金	22,157	短期借入金	14,097
商品及び製品	5,742	1年内返済予定の長期借入金	2,026
仕掛品	668	未払法人税等	187
原材料及び貯蔵品	4,817	賞与引当金	398
繰延税金資産	922	環境対策引当金	148
その他	1,509	その他	6,330
貸倒引当金	△9	固 定 負 債	27,886
固 定 資 産	82,536	長期借入金	24,620
有 形 固 定 資 産	62,009	繰延税金負債	830
建物及び構築物	16,904	役員退職慰労引当金	53
機械装置及び運搬具	28,679	環境対策引当金	274
土地	12,975	退職給付に係る負債	975
建設仮勘定	2,211	資産除去債務	755
その他	1,239	その他	377
無 形 固 定 資 産	551	負 債 合 計	62,963
のれん	117	純 資 産 の 部	
その他	433	株 主 資 本	60,146
投 資 其 他 の 資 産	19,975	資 本 金	11,485
投資有価証券	18,881	資 本 剰 余 金	14,471
関係会社長期貸付金	145	利 益 剰 余 金	37,204
繰延税金資産	184	自 己 株 式	△3,014
その他	982	その他の包括利益累計額	3,349
貸倒引当金	△217	その他有価証券評価差額金	3,449
資 産 合 計	126,861	退職給付に係る調整累計額	△99
		新 株 予 約 権	129
		少 数 株 主 持 分	271
		純 資 産 合 計	63,897
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	126,861

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		78,843
売上原価		65,212
売上総利益		13,630
販売費及び一般管理費		11,153
営業利益		2,477
営業外収益		
受取利息	68	
受取配当金	237	
受取貸料	123	
受取保険金	26	
持分法による投資利益	88	
その他	241	786
営業外費用		
支払利息	341	
設備維持費用	78	
その他	82	502
経常利益		2,761
特別利益		
固定資産売却益	10	
受取保険金	454	464
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	783	
減損損失	470	
火災損失	1,023	
環境対策引当金繰入額	148	
産業廃棄物撤去費用	187	
関係会社貸倒引当金繰入額	101	
その他	6	2,723
税金等調整前当期純利益		502
法人税、住民税及び事業税	426	
法人税等調整額	△140	286
少数株主損益調整前当期純利益		215
少数株主利益		10
当期純利益		204

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,485	14,475	37,742	△3,031	60,670
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△742		△742
当 期 純 利 益			204		204
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
自 己 株 式 の 処 分		△3		20	17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△3	△537	16	△523
当 期 末 残 高	11,485	14,471	37,204	△3,014	60,146

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る調整 累計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当 期 首 残 高	2,932	0	△218	2,714	115	259	63,760
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△742
当 期 純 利 益							204
自 己 株 式 の 取 得							△3
自 己 株 式 の 処 分							17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	517	△0	119	635	14	11	661
当 期 変 動 額 合 計	517	△0	119	635	14	11	137
当 期 末 残 高	3,449	—	△99	3,349	129	271	63,897

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

9社

会社の名称

(株)特種東海フォレスト、(株)テクノサポート、(株)レックス、
(株)トライフ、特種東海エコロジー(株)、
特種東海マテリアルズ(株)、静岡ロジスティクス(株)、
特種メーテル(株)、(株)TTトレーディング

(株)東海フォレストは、平成26年6月17日付で社名を(株)特種東海フォレストに、東海加工紙(株)は、平成27年1月1日付で社名を(株)トライフに、明治製紙(株)は、平成26年10月1日付で社名を特種東海エコロジー(株)に、(株)リソース東海は、平成26年4月1日付で社名を特種東海マテリアルズ(株)に、特種紙商事(株)は、平成26年7月1日付で社名を(株)TTトレーディングに変更しております。

(2) 非連結子会社の数

1社

会社の名称

福蓬莱有限公司

上記の非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

2社

会社の名称

大一コンテナ(株)、(株)竹尾

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社1社（福蓬莱有限公司）及び関連会社3社（(株)タカオカ、(株)ダイヤ、(株)渡辺紙工）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

機械装置については、特殊紙に関する設備は定率法、

（リース資産を除く）

その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 6～50年

機械装置及び運搬具 3～22年

無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。

環境対策引当金

当社及び一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、均等補正した給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…1年以内に購入が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務

b ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごと判断し、20年以内の合理的な年数で規則的に償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から均等補正した給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

当該変更に伴う連結計算書類に与える影響はありません。

6. 会計上の見積りの変更

環境対策引当金

当連結会計年度において、微量PCB廃棄物の処理費用について合理的な見積りが可能となったことから、微量PCB廃棄物の処理費用等の見積額を環境対策引当金繰入額として特別損失に計上しております。

これにより、従来の方と比べて税金等調整前当期純利益が148百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	4,455	(4,455) 百万円
機械装置及び運搬具	17,253	(17,253)
土地	2,498	(1,998)
有形固定資産「その他」	12	(-)
計	24,218	(23,706)

() の金額 (内数) は工場財団抵当資産を示しております。

担保されている債務

短期借入金	1,277	(-) 百万円
1年内返済予定の長期借入金	70	(70)
長期借入金	4,214	(3,564)
計	5,562	(3,634)

() の金額 (内数) は工場財団抵当資産によって担保されている債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

159,316百万円

3. セール・アンド・割賦バック取引による購入資産で所有権が売主に留保されたもの
帳簿価額の内訳
- | | |
|----------|--------|
| 建物及び構築物 | 430百万円 |
| 対応する債務 | |
| 流動負債 その他 | 95百万円 |
| 固定負債 その他 | 242 |

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失の内訳

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県島田市	紙製造設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、有形固定資産「その他」	470百万円

当社グループは、主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また、本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産は共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

当該資産は、当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物209百万円、機械装置及び運搬具256百万円、有形固定資産「その他」4百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は、経済的残存使用年数内の使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.5%で割り引いて算定しております。

2. 火災損失

当社島田工場における火災による損失額であり、その内訳は、原材料及び固定資産の除却損失、操業休止期間中の固定費等であります。

なお、損害保険の付保により受領が確定した一部の保険金については、受取保険金として特別利益に計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	163,297,510	－	－	163,297,510
合 計	163,297,510	－	－	163,297,510
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	15,413,591	13,319	101,350	15,325,560
合 計	15,413,591	13,319	101,350	15,325,560

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加13,319株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少101,350株は、ストック・オプションの行使による減少101,000株、単元未満株式の売渡しによる減少350株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

決議日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成20年6月26日	普通株式	47,000株
平成21年7月24日	普通株式	46,000株
平成22年7月23日	普通株式	83,000株
平成23年7月15日	普通株式	145,000株
平成24年7月17日	普通株式	154,000株
平成25年7月18日	普通株式	130,000株
平成26年7月15日	普通株式	162,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力 発生日
平成26年 6月25日 定時株主総会	普通株式	371	2.5	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日
平成26年 11月12日 取締役会	普通株式	371	2.5	平成26年 9月30日	平成26年 12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力 発生日
平成27年 6月19日 定時株主総会 (予定)	普通株式	371	利益剰余金	2.5	平成27年 3月31日	平成27年 6月22日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。関係会社長期貸付金は、回収状況に問題のある先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の短期及び長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (※1)	時価 (百万円) (※1)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,514	8,514	—
(2) 受取手形及び売掛金	22,157	22,157	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	12,653	12,653	—
(4) 関係会社長期貸付金	145		
貸倒引当金(※2)	145		
	—	—	—
(5) 支払手形及び買掛金	(11,887)	(11,887)	—
(6) 短期借入金	(14,097)	(14,097)	—
(7) 長期借入金	(26,646)	(26,595)	△51
(8) 長期未払金	(337)	(335)	△2

(※1) 負債に計上されているものについては()で示しております。

(※2) 関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金は、回収状況に問題のある貸付先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金に含めず、長期借入金に含めて表示しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元金金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(8) 長期未払金

長期未払金の時価については、元金金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期未払金は、長期未払金に含めて表示しております。

(注2) 非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）（連結貸借対照表計上額6,228百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	429円11銭
2. 1株当たり当期純利益	1円39銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1円38銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	36,832	流 動 負 債	27,670
現金及び預金	4,783	支払手形	5,164
受取手形	570	買掛金	4,515
売掛金	18,979	短期借入金	11,100
商品及び製品	4,889	1年内返済予定の長期借入金	954
仕掛品	401	未払金	1,841
原材料及び貯蔵品	4,407	未払費用	3,009
前払費用	190	預り金	180
繰延税金資産	694	設備関係支払手形	550
関係会社短期貸付金	66	環境対策引当金	123
未収入金	1,668	その他	231
その他	203	固 定 負 債	24,573
貸倒引当金	△21	長期借入金	22,004
固 定 資 産	72,428	長期未払金	322
有 形 固 定 資 産	50,700	繰延税金負債	980
建築物	10,101	退職給付引当金	235
構築物	3,536	環境対策引当金	227
機械及び装置	24,125	資産除去債務	741
車両運搬具	39	その他	62
工具、器具及び備品	490	負 債 合 計	52,244
土地	10,448	純 資 産 の 部	
山林	641	株 主 資 本	53,714
建設仮勘定	1,317	資 本 金	11,485
無 形 固 定 資 産	239	資 本 剰 余 金	42,439
借地権	24	資本準備金	3,985
ソフトウェア	56	その他資本剰余金	38,453
その他	158	利 益 剰 余 金	2,712
投資その他の資産	21,488	その他利益剰余金	2,712
投資有価証券	16,315	固定資産圧縮積立金	202
関係会社株式	4,088	特定災害防止準備金	7
関係会社長期貸付金	263	繰越利益剰余金	2,502
長期前払費用	134	自 己 株 式	△2,922
その他	748	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,173
貸倒引当金	△63	その他有価証券評価差額金	3,173
資 産 合 計	109,261	新 株 予 約 権	129
		純 資 産 合 計	57,016
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	109,261

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4 月 1 日)
(至 平成27年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		61,766
売 上 原 価		52,114
売 上 総 利 益		9,652
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,155
営 業 利 益		1,496
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
受 取 配 当 金	423	
受 取 賃 貸 料	239	
そ の 他	194	885
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	282	
賃 貸 費 用	56	
設 備 維 持 費 用	80	
そ の 他	36	456
経 常 利 益		1,925
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	9	
受 取 保 険 金	454	463
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	626	
減 損 損 失	470	
火 災 損 失	1,033	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	124	
産 業 廃 棄 物 撤 去 費 用	210	2,466
税 引 前 当 期 純 損 失		76
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	112	
法 人 税 等 調 整 額	△136	△24
当 期 純 損 失		52

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余 金合計		
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	そ の 他 利 益 剰 余 金					
					固定資産 圧縮積立金	特定災害 防止準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	11,485	3,985	38,457	42,442	230	4	3,272	3,507	△2,938	54,495
当期変動額										
剰余金の配当							△742	△742		△742
当期純損失							△52	△52		△52
特定災害防止 準備金の積立						2	△2	-		-
自己株式の取得									△3	△3
自己株式の処分			△3	△3					20	17
固定資産圧縮 積立金の取崩					△28		28	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	△3	△3	△28	2	△769	△795	16	△781
当期末残高	11,485	3,985	38,453	42,439	202	7	2,502	2,712	△2,922	53,714

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	2,733	0	2,734	115	57,345
当期変動額					
剰余金の配当					△742
当期純損失					△52
特定災害防止 準備金の積立					-
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					17
固定資産圧縮 積立金の取崩					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	439	△0	438	14	452
当期変動額合計	439	△0	438	14	△328
当期末残高	3,173	-	3,173	129	57,016

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に関する事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - ・時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械及び装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
機械及び装置	5～22年

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で発生時の翌事業年度から定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で定額法により費用処理しております。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 1年以内に購入が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務

b ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

当社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略していません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から均等補正した給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

当該変更に伴う計算書類に与える影響はありません。

7. 会計上の見積りの変更

環境対策引当金

当事業年度において、微量PCB廃棄物の処理費用について合理的な見積りが可能となったことから、微量PCB廃棄物の処理費用等の見積額を環境対策引当金繰入額として特別損失に計上しております。

これにより、従来の方法と比べて、税引前当期純損失が124百万円増加しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	3,297	(3,297)百万円
構築物	1,157	(1,157)
機械及び装置	17,253	(17,253)
土地	1,998	(1,998)
山林	12	(-)
計	23,718	(23,706)

()の金額(内数)は工場財団抵当資産を示しております。

担保されている債務

1年内返済予定の長期借入金	70	(70)百万円
長期借入金	4,214	(3,564)
計	4,284	(3,634)

()の金額(内数)は工場財団抵当資産によって担保されている債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

145,828百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示されたものを除く）
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 7,259百万円 |
| 短期金銭債務 | 2,582 |
4. セール・アンド・割賦バック取引による購入資産で所有権が売主に留保されたもの
帳簿価額の内訳
- | | |
|-----|--------|
| 構築物 | 430百万円 |
|-----|--------|
- 対応する債務
- | | |
|-------|-------|
| 未払金 | 95百万円 |
| 長期未払金 | 242 |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
- | | |
|-----------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 15,911百万円 |
| 仕入高 | 8,676 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 985 |

2. 減損損失の内訳

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県島田市	紙製造設備	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品	470百万円

当社は、主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また、本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産は共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

当該資産は、当事業年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物114百万円、構築物95百万円、機械及び装置256百万円、車両運搬具0百万円、工具、器具及び備品4百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は、経済的残存使用年数内の使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.5%で割り引いて算定しております。

3. 火災損失

当社島田工場における火災による損失額であり、その内訳は、原材料及び固定資産の除却損失、操業休止期間中の固定費等であります。

なお、損害保険の付保により受領が確定した一部の保険金については、受取保険金として特別利益に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

14,724,178株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
未払賞与	216
減損損失	725
退職給付引当金	88
投資有価証券評価損	272
関係会社株式評価損	338
減価償却超過	531
環境対策引当金	111
株式報酬費用	40
資産除去債務	230
その他	2,417
繰延税金資産小計	4,972
評価性引当額	△3,638
繰延税金資産合計	1,334
繰延税金負債との相殺	△1,334
繰延税金資産純額	-
繰延税金負債	百万円
固定資産圧縮積立金	392
その他有価証券評価差額金	1,192
その他	35
繰延税金負債合計	1,619
繰延税金資産との相殺	△1,334
繰延税金負債純額	285

繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産	百万円
繰延税金資産	694
固定負債	
繰延税金負債	980

2. 法人税等の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.9%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.4%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は69百万円減少し、法人税等調整額が同額、その他有価証券評価差額金が124百万円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性がないため記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社トライフ	静岡県島田市	400	紙・紙加工品の製造・販売	所有 直接 100.0%	紙・紙加工品の販売 増資の引受	紙・紙加工品の販売 (注) 1	4,027	売掛金	1,967
							増資の引受 (注) 2	1,000	—	—
子会社	株式会社T.T.トレーディング	東京都中央区	50	紙製品等の販売	所有 直接 100.0%	紙製品等の販売	紙製品等の販売 (注) 1	7,183	売掛金	2,951
関連会社	株式会社尾竹	東京都千代田区	330	紙製品等の販売	所有 直接 22.95% 被所有 1.8%	紙製品等の販売	紙製品等の販売 (注) 1	4,164	売掛金	1,573

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2 増資の引受は、株式会社トライフが行った増資を全額引き受けたものであります。

3 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 382円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 0円36銭 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	大 谷 秋 洋 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	春 山 直 輝 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、特種東海製紙株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	大 谷 秋 洋 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	春 山 直 輝 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、特種東海製紙株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

特種東海製紙株式会社 監査役会

常任監査役（常勤監査役） 三 谷 充 弘 ㊟

監 査 役（社外監査役） 大 倉 喜 彦 ㊟

監 査 役（社外監査役） 志 賀 こず江 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施することを、経営の基本に据えております。併せて、大きな変革が進む当業界において、企業価値をより一層高めるために、将来の事業展開に備えた内部留保も重要課題と位置付け、バランスの取れた利益配分を志向してまいります。

当社の当期個別業績は、島田工場の火災等により特別損失2,466百万円を計上し52百万円の当期純損失となりましたが、安定配当の観点を踏まえ、当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき5円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円50銭 総額371,433,330円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①事業の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。

②平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による責任限定契約の締結対象範囲の拡大に伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条及び第37条を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 （省略） （1）～（4） （省略） （新設） <u>（5）～（16）</u> （省略） 第3条～第28条 （省略） （取締役の責任免除） 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（目的） 第2条 （現行通り） （1）～（4） （現行通り） <u>（5）電気工事の設計施工、ならびに電気機器の製作修理</u> <u>（6）～（17）</u> （現行通り） 第3条～第28条 （現行通り） （取締役の責任免除） 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第30条～第36条（省略）	第30条～第36条 （現行通り）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第38条～第45条 (省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第38条～第45条 (現行通り)</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

コーポレートガバナンス強化への取り組みとして、社外取締役を複数名選任すべく1名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	みさわ きよとし 三澤 清利 (昭和23年9月29日)	昭和46年 3月 特種製紙株式会社入社 平成12年 6月 同 取締役社長室長 平成13年 6月 同 取締役社長室統轄兼営業技術 総本部副総本部長 平成15年 6月 同 常務取締役総合企画本部長 兼東京支店長兼報酬委員会委員 平成16年 4月 同 代表取締役社長、取締役会議 長兼報酬委員会委員兼指名委員会 委員 平成19年 4月 当社代表取締役副社長 平成19年 6月 特種製紙株式会社代表取締役社 長、取締役会議長兼本部長会議長 平成21年 4月 当社代表取締役社長 平成26年 6月 同 代表取締役社長社長執行役員 (現職)	117,710株
2	みやけ ひろし 三宅 博 (昭和24年8月4日)	昭和48年 4月 三菱商事株式会社入社 平成12年10月 同 紙・包装資材部長 平成13年 4月 同 資材本部副本部長 平成15年 4月 同 関西支社副支社長 平成17年 4月 同 理事、独国三菱商事社長、欧 州ブロック統括補佐、独国三菱商 事ベルリン支店長兼独国三菱商事 ハンブルグ支店長 平成21年 4月 同 資材本部分 平成21年 5月 東海パルプ株式会社営業本部長付 顧問 平成21年 6月 当社常務執行役員 東海パルプ株式会社取締役常務執 行役員営業本部長 平成22年 4月 当社産業素材事業グループ長 平成22年 6月 同 専務取締役社長補佐兼産業素 材事業グループ長 平成26年 6月 同 取締役副社長執行役員社長補 佐 (現職)	30,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	おおしま かずひろ 大 島 一 宏 (昭和32年6月8日)	昭和55年 4月 大倉事業株式会社入社 平成 8年 2月 同 秘書課長 平成11年 2月 東海パルプ株式会社入社 平成19年 4月 当社秘書室長 東海パルプ株式会社総務人事部長 平成20年 4月 当社総務人事室長 平成21年 6月 同 執行役員経営戦略室長 平成22年 4月 同 社長室企画・調整リーダー 平成22年 6月 同 取締役社長室長 平成23年 6月 同 取締役社長室長兼産業素材事業グループ副事業グループ長 平成24年 6月 同 取締役社長室長 平成25年 4月 同 取締役社長室長兼生活商品事業グループ長 平成25年 7月 同 取締役社長室長 平成26年 6月 同 取締役専務執行役員社長室長 平成27年 4月 同 取締役専務執行役員社長室長兼特命 産業素材事業グループ統括 (現職)	17,000株
4	せきね つねお 関 根 常 夫 (昭和31年11月5日)	昭和54年 4月 株式会社三菱銀行入行 昭和62年10月 同 プラッセル支店長代理 平成 6年 7月 同 国際企画部長代理 平成 6年10月 同 マドリッド支店長 平成11年 5月 株式会社東京三菱銀行開発金融部次長 (航空機Gr担当) 平成16年 5月 同 欧州投資銀行部長 平成18年12月 株式会社三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部長 平成21年 5月 当社経営戦略室長付顧問 平成21年 6月 同 執行役員財務・IR室長 平成22年 4月 同 財務・IR室長 平成22年 6月 同 取締役財務・IR室長 平成26年 6月 同 取締役常務執行役員財務・IR室長 平成27年 4月 同 取締役常務執行役員財務・IR室長兼社長室長代行 (現職)	14,000株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	おちあい かずひこ 落合一彦 (昭和32年4月21日)	昭和56年 4月 東海パルプ株式会社入社 平成21年 4月 同 営業本部副本部長兼営業統括部長 平成21年 6月 同 執行役員営業本部副本部長兼営業統括部長 平成22年 4月 当社産業素材事業グループ副事業グループ長 平成22年 6月 同 上席執行役員産業素材事業グループ副事業グループ長 平成23年 6月 同 取締役産業素材事業グループ副事業グループ長 平成24年 2月 同 取締役産業素材事業グループ副事業グループ長兼島田工場長 平成26年 6月 同 取締役常務執行役員産業素材事業グループ長 (現職)	6,000株
6	まつだ ゆうじ 松田裕司 (昭和37年6月10日)	昭和60年 3月 特種製紙株式会社入社 平成 9年 9月 東京大学博士号(農学)取得 平成18年 3月 特種製紙株式会社理事営業本部副本部長兼営業企画部長 特種紙商事株式会社代表取締役社長 平成19年 4月 特種製紙株式会社執行役員営業本部長 平成21年 6月 当社執行役員 特種製紙株式会社執行役員営業開発本部長 平成22年 4月 当社特殊素材事業グループ営業開発本部長 平成22年 6月 同 執行役員特殊素材事業グループ営業開発本部長 平成23年 6月 同 取締役特殊素材事業グループ副事業グループ長兼営業開発本部長 平成24年 6月 同 取締役総合開発センター副センター長兼研究開発本部長兼海外事業推進部長 平成26年 6月 同 取締役常務執行役員特殊素材事業グループ長 (現職)	11,460株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	くればやし まさみ 紅 林 昌 巳 (昭和27年5月26日)	<p>昭和50年 4月 東海パルプ株式会社入社</p> <p>平成18年 6月 同 取締役兼執行役員工場長代理 兼生産技術室長</p> <p>平成20年 6月 同 取締役常務執行役員工場長</p> <p>平成21年 6月 当社取締役執行役員 東海パルプ株式会社取締役常務執行役員工場長</p> <p>平成22年 4月 当社取締役技術開発本部長</p> <p>平成22年 6月 同 上席執行役員総合開発センター技術開発本部長 株式会社テクノサポート代表取締役社長</p> <p>平成23年 6月 当社常務取締役総合開発センター長兼技術開発本部長</p> <p>平成24年 2月 同 常務取締役総合開発センター長</p> <p>平成24年 6月 同 常務取締役総合開発センター長兼技術開発本部長</p> <p>平成25年 7月 同 常務取締役総合開発センター長</p> <p>平成26年 6月 同 取締役執行役員生活商品事業グループ長 (現職) 東海加工紙株式会社 (現株式会社トライフ) 代表取締役社長 (現職) [重要な兼職の状況] 株式会社トライフ (旧東海加工紙株式会社) 代表取締役社長</p>	38,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
8	わたなべ かつひろ 渡邊 克宏 (昭和35年10月6日)	昭和58年 4月 キヤノン株式会社入社 平成11年 4月 東海パルプ株式会社入社 平成21年 1月 同 生産管理部長 平成22年 4月 当社産業素材事業グループ島田工場長 平成22年 6月 同 執行役員産業素材事業グループ島田工場長兼原動部長 平成24年 2月 同 執行役員産業素材事業グループグループ統括部担当 平成25年 4月 同 マネージングディレクター産業素材事業グループ副事業グループ長 平成25年 7月 同 マネージングディレクター社長室企画・資材調整担当兼経営企画部長 平成26年 6月 同 取締役執行役員総合開発センター長 (現職)	4,000株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
9	もうり とよひさ 毛 利 豊 寿 (昭和41年6月22日)	平成 3年 3月 特種製紙株式会社入社 平成15年 4月 同 総合技術研究所長兼技術研究所長 平成18年 3月 同 理事特殊機能紙事業部長 平成19年 4月 同 執行役員生産本部三島工場長 平成20年 4月 同 執行役員生産本部副本部長 平成21年 5月 同 執行役員 東海パルプ株式会社工場長付部長 調査役 平成22年 6月 当社執行役員総合開発センター研究開発本部長兼基礎研究所長 平成23年 6月 同 マネージングディレクター総合開発センター先端素材開発本部長 平成26年 6月 同 取締役執行役員フィブリック事業本部長 (現職)	7,460株
10	いしかわ たつひろ 石 川 達 紘 (昭和14年4月4日)	昭和40年 4月 東京地方検察庁検事 昭和61年 9月 法務省刑事局刑事課長 平成 元年 9月 東京地方検察庁特別捜査部長 平成 5年 4月 同 次席検事 平成 8年 6月 最高検察庁公判部長 平成 9年 2月 東京地方検察庁検事正 平成11年 4月 福岡高等検察庁検事長 平成12年11月 名古屋高等検察庁検事長 平成13年12月 弁護士 (現職) 平成14年 4月 亜細亜大学法学部教授 平成14年 8月 特種製紙株式会社特別顧問 平成15年 6月 同 社外取締役 平成19年 4月 当社社外取締役 (現職) 平成20年 6月 特種製紙株式会社社外取締役 東海パルプ株式会社社外取締役 [重要な兼職の状況] 弁護士 株式会社東横イン取締役会長 (社外) 東鉄工業株式会社社外監査役 林兼産業株式会社社外取締役 株式会社北海道銀行社外監査役	66,300株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
11	※ しがこずえ 志賀こず江 (昭和23年11月23日)	昭和42年11月 日本航空株式会社入社 平成 5年 4月 横浜地方検察庁検事 平成 9年 4月 東京地方検察庁検事 平成10年 4月 弁護士(現職) 平成11年 8月 志賀法律事務所開設 平成14年 6月 サン総合法律事務所パートナー 平成16年 6月 日本興亜損害保険株式会社(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 社外監査役 平成17年 6月 カブドットコム証券株式会社社外取締役 平成17年10月 白石総合法律事務所パートナー(現職) 平成19年 3月 F Xプライム株式会社社外監査役 平成19年 4月 当社社外監査役(現職) 平成21年 9月 株式会社東横イン社外取締役(現職) 平成22年 6月 株式会社新生銀行社外監査役(現職) [重要な兼職の状況] 弁護士 株式会社東横イン社外取締役 株式会社新生銀行社外監査役	一株

- (注) 1 ※は、新任の取締役候補者であります。
2 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3 石川達紘氏及び志賀こず江氏は、社外取締役候補者であります。
4 社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
①石川達紘氏は、東京地方検察庁特別捜査部長、名古屋高等検察庁検事長等を歴任され、現在は弁護士としてその豊富な知識・経験を活かして活躍されており、コンプライアンス、コーポレートガバナンスの充実強化に向けた適切なアドバイザーとして社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
②志賀こず江氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を活かして活躍されており、また、有数の上場会社の社外役員を歴任され、さらに当社の社外監査役を8年2ヵ月務め当社の事業内容等に精通していることから、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5 志賀こず江氏が社外監査役を務める株式会社新生銀行は、平成26年10月30日に、池袋労働基準監督署から、時間外労働に対する割増賃金の支払いなどについての是正勧告及び指導を受けました。同氏は、日頃より取締役会や監査役会等において法令遵守の徹底について注意喚起をしており、当該事実の発生後は、労働基準法その他法令の遵守体制の一層の強化を求めるなど、必要な対応を行いました。

- 6 社外取締役又は監査役の就任期間は以下のとおりであります。
石川達紘氏は、本総会終結の時をもって社外取締役を8年2ヵ月務めております。
志賀こず江氏は、本総会終結の時をもって監査役を8年2ヵ月務めております。
- 7 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、石川達紘氏及び志賀こず江氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、石川達紘氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。また、志賀こず江氏とは、社外監査役として責任限定契約を締結しておりますが、今回の選任が承認された場合、改めて社外取締役として同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。
- 8 社外取締役の独立役員指定状況は以下のとおりであります。
当社は、石川達紘氏及び志賀こず江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
なお、石川達紘氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、志賀こず江氏を社外監査役として独立役員届け出をしておりますが、今回の選任が承認された場合は、改めて社外取締役である独立役員として届け出をする予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	みたに みつひろ 三 谷 充 弘 (昭和31年1月28日)	昭和55年 4月 株式会社静岡銀行入行 平成15年 6月 同 審査第一グループ長 平成16年 4月 特種製紙株式会社経営戦略室長 平成17年 4月 同 経営企画本部長兼経営戦略室長 平成17年 8月 同 理事経営企画本部長兼経営戦略室長 平成18年 3月 同 執行役員社長室長 平成19年 4月 当社財務・IR室長 特種製紙株式会社執行役員総合企画本部副本部長 平成19年 7月 当社財務・IR室長 特種製紙株式会社執行役員総合企画本部長 平成21年 4月 公益財団法人紙の博物館監事（非常勤）（現職） 平成21年 6月 当社常任監査役（常勤監査役）（現職） [重要な兼職の状況] 公益財団法人紙の博物館監事（非常勤）	40,600株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	おおくら よしひこ 大倉喜彦 (昭和14年4月22日)	<p>昭和37年 4月 大倉商事株式会社入社</p> <p>平成 7年 6月 株式会社ホテルオークラ監査役 中央建物株式会社取締役</p> <p>平成10年 6月 大倉商事株式会社代表取締役社長</p> <p>平成11年12月 公益財団法人大倉文化財団理事 (現職) 大倉集古館館長 (現職)</p> <p>平成12年 6月 株式会社リーガルコーポレーション社外監査役 (現職) 西戸崎開発株式会社社外取締役 (現職)</p> <p>平成13年 6月 株式会社ホテルオークラ取締役 株式会社ニッピ社外監査役 (現職)</p> <p>平成13年 9月 株式会社ホテルオークラ新潟社外 取締役 (現職)</p> <p>平成14年 6月 中央建物株式会社代表取締役社長 (現職) 学校法人東京経済大学理事・評議員 東海パルプ株式会社社外監査役</p> <p>平成15年 4月 学校法人関西大倉学園理事 (現職)</p> <p>平成19年 4月 当社社外監査役 (現職)</p> <p>平成22年 6月 株式会社ホテルオークラ取締役会 長 (現職)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>中央建物株式会社代表取締役社長 株式会社リーガルコーポレーション社外監査役 株式会社ホテルオークラ取締役会長 株式会社ニッピ社外監査役 株式会社ホテルオークラ新潟社外 取締役 西戸崎開発株式会社社外取締役 公益財団法人大倉文化財団理事 学校法人関西大倉学園理事</p>	—

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	※ うえだひろみ 上田 廣美 (昭和34年6月28日)	昭和57年 4月 日本ビクター株式会社入社 平成 7年10月 リファインテック株式会社入社 平成11年 4月 亜細亜大学法学部講師 駿河台大学法学部非常勤講師 平成13年 4月 亜細亜大学法学部助教授 平成18年 4月 亜細亜大学法学部教授(現職) 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師 平成24年 9月 エクス・マルセイユ大学客員教授 (現職)	-

- (注) 1 ※は、新任の監査役候補者であります。
- 2 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 3 大倉喜彦氏及び上田廣美氏は、社外監査役候補者であります。
- 4 社外監査役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
- ①大倉喜彦氏は、株式会社ホテルオークラ等の取締役等を務めており、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有すること、また、当社の社外監査役を8年2ヵ月務め当社の事業内容等に精通していることから、経営全般の監視と有効な助言をいただくため、社外監査役候補者とするものであります。
- ②上田廣美氏を社外監査役候補者とした理由は、大学における法学に関する研究活動をもとに、当社のコーポレートガバナンス体制のより一層の強化に寄与していただけるものと判断しました。また、監査役会のダイバーシティを推進することで、多様な視点により監査役会のさらなる活性化が図れるものとして、社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 5 社外監査役の就任期間は以下のとおりであります。
- 大倉喜彦氏は、本総会終結の時をもって監査役を8年2ヵ月務めております。
- 6 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- ①当社は、大倉喜彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約は引続き効力を有するものとしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額といたします。
- ②上田廣美氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額といたします。
- 7 社外監査役の独立役員の指定状況は以下のとおりであります。
- ①当社は、大倉喜彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、同氏は公益財団法人大倉文化財団の理事であり、当社は同財団に寄付を行っておりますが、3年間の平均額は1,000万円を下回っており、同氏の社外役員としての独立性に影響を与えないものと判断しております。また、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- ②上田廣美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出をする予定であります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであり、第4号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査役三谷充弘氏の補欠監査役として河合稔氏を、社外監査役大倉喜彦氏及び上田廣美氏の補欠監査役として神洋明氏の選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
1	かわいみのる 河合稔 (昭和33年3月10日)	昭和55年 4月 東海パルプ株式会社入社 平成19年 4月 同 財務部長 平成21年 6月 当社財務・IR室副室長 平成25年 7月 同 財務・IR室経理管理部長(現職)	7,000株
2	じんひろあき 神洋明 (昭和24年4月8日)	昭和54年 4月 弁護士(現職) 平成12年 4月 第一東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事 平成15年10月 特種紙商事株式会社(現株式会社TTトレーディング) 社外監査役 平成26年 4月 第一東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 [重要な兼職の状況] 弁護士 東亜道路工業株式会社社外監査役	—

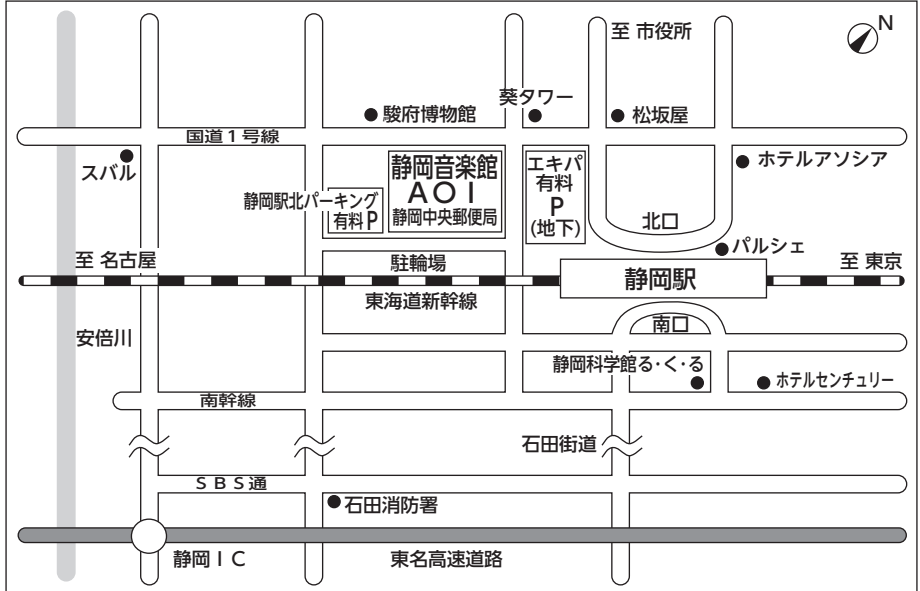
- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2 神洋明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3 神洋明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培ってきた経験や知識から企業経営の健全性を確保し、また当社のコーポレートガバナンスの強化及び業務執行等の適法性について監査していただくためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 4 神洋明氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額といたします。

以上

定時株主総会会場ご案内図

静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9

静岡音楽館AOI 7階講堂



<交通>

J R 静岡駅北口より徒歩約3分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。